

社援発第1005015号  
平成17年10月5日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

## 余裕教室を活用した社会福祉施設への改築整備の促進について

標記の国庫補助金の交付については、平成17年10月5日厚生労働省発社援第100500  
3号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫負担（補助）について」（以  
下「事務次官通知」という。）により行うこととされているが、今般、公立学校の余裕教  
室等を社会福祉施設に転用する際の改築整備においては、次の取扱いによる場合も国庫補  
助の対象とすることとし、平成17年4月1日より適用することとしたので、管内市町村  
に周知徹底を図るようご配慮願いたい。

なお、平成11年3月24日社援第709号「余裕教室を活用した社会福祉施設への改  
築整備の促進について」は廃止する。

### 1 趣旨

障害者福祉サービス等への需要の高まりに対応し、デイサービス等各種サービスの充  
実が図られているところであるが、そのための施設の確保に際しては、既存の社会資源  
の有効活用が重要な課題となっている。こうした観点から、公立学校の余裕教室等を  
活用し、デイサービスセンター等への転用を推進するものである。



## 2 対象事業

公立学校の余裕教室等であって、3に定める施設への転用を行うに当たって必要な以下の事業

- (1) 施設の一部改修
- (2) 施設の付帯設備の改造
- (3) 施設の模様替え
- (4) その他余裕教室の社会福祉施設への転用に必要な工事

## 3 対象施設

余裕教室等を、次のいずれの事項にも該当する施設に転用する公立学校

- (1) 事務次官通知の別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫負担（補助）金交付要綱」の2に掲げられている施設
- (2) 「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」（平成9年11月20日文教施第87号文部省教育助成局長通知）の別表「報告事項一覧」の2-(2)に掲げられている施設

## 4 実施主体

市町村

## 5 補助基準

事務次官通知の別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫負担（補助）金交付要綱」の別表4に定めるところによるものとする。